

1 仙台湾における養殖海苔被害原因裁定申請事件 (昭和54年(ゲ)第1号, 昭和56年(調)第4号)

(1) 事件の概要

54年2月28日, 宮城県宮城郡七ヶ浜町〇〇〇〇A漁業協同組合外6組合から, 仙台市を相手方として, 仙台市B下水処理場からの排水と同処理場前面の養殖海苔漁場における海苔被害との間の因果関係の有無を求める原因裁定の申請があった。

申請の内容は, 申請人らの漁場である同下水処理場前面第1種区画漁業権内において, 49年ごろから, 同処理場から放流される排水の影響と思われる要因により, 海苔芽脱落現象が顕著に現れ始め, 特に, 53年10月中旬から12月下旬までの期間における被害は, いかだの台数にして6, 283台, 金額にして約18億円に上ったとして, 海苔芽脱落と同処理場から放流される排水との間の因果関係の有無の裁定を求めるというものである。

(2) 事件の処理の経過

裁定委員会は, 申請を受け付けて以来, 54年5月8日を第1回として, 55年8月25日まで計4回にわたり審問期日を開催するとともに, 裁定委員会及び専門委員による現地調査を行う等事案の究明に当たった結果, 当事者双方に本件原因裁定の申請の背景となった紛争を互譲により円満に解決しようという気運が生じたので, 56年2月2日の裁定委員会において, 公害紛争処理法第42条の24の規定により職権で裁定から調停に切り替えた。

56年2月10日に第1回調停期日を開催するなど, 当事者双方の間の調停作業を進めた結果, 同年3月30日開催の第2回調停期日において調停案を提示したところ, 当事者双方はこれを受諾し, 事件は終結した。

調 停 条 項

- 1 申請人らは、同人らが海苔養殖を営む仙台湾において、被申請人が仙台市公共下水道事業を行うため仙台市B下水処理場から昭和47年8月4日建設大臣認可の事業変更計画に定める排出水（晴天時日最大汚水量50万6,800m³/日、雨天時汚水量99万2,300m³/日）を関係法令に基づく排水基準を遵守して放流する限りは容認する。
- 2 被申請人は、申請人らに対し、上記排出水の容認に関して一括して金3億7,000万円を昭和56年4月30日限り申請人らの指定する金融機関口座に振り込んで支払う。
- 3 申請人らは、前項所定の金員を、申請人らの営む漁業の安定のための基金として運用するものとする。
- 4 被申請人は、本件下水処理場の排出水の水質向上を図るため、同下水処理場の施設・管理の改善に努めるものとする。
- 5 当事者双方は、本調停成立をもって、本件原因裁定申請事件に係る一切の紛争が解決されたことを相互に確認する。

申請人らは、被申請人に対し、被申請人が第1項所定の排出水の放流をする限り、将来本件下水処理場の排出水に関し漁業被害が生じた場合でも、何らの請求をしない。ただし、被申請人の故意、過失又は施設の故障等により第1項所定の放流条件に違反し漁業被害を発生させた場合は、この限りではない。
- 6 申請人らは、被申請人に対し、申請人らの所属組合員が漁業被害に関して名目の如何にかかわらず被申請人に対し金員その他の請求をしたときは、申請人らの責任においてこれを引き受け処理し、被申請人に迷惑をかけないことを確認する。
- 7 本件裁定手続費用及び調停手続費用は、各自の負担とする。

以上